



元気いっぱい、笑顔いっぱい、社会に出ることを心待ちにした児童がそろう学校

朝霞第二小だより

【学校教育目標】 進んで学習する子(知) 仲良く助け合う子(徳) 健康で明るい子(体)
〒351-0007 朝霞市岡3丁目16番13号 TEL048-461-0042
令和6年12月1日(12月号) 児童数 754名(11/29現在)

人権デー・人権週間

～クラスの友達も・世界中の人々もみんな大事～

校長 宮腰 高子

法務省の人権擁護機関では、毎年12月10日を「人権デー」と定めています。さらに12月4日から12月10日を「人権週間」と定め毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。ここで取り上げられる視点は、いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題等があります。この「人権デー」は、昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されたことを受けて制定されたこのことです。採択は随分前のことです。しかし、様々な人権問題は依然として存在しています。これらの問題の解決には、私たち一人一人が、自分以外の「誰か」のことでなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。



本校においても、「『誰か』のことでない。」の意識の基、全ての教職員の人権感覚を磨くとともに様々な人権課題についての理解と認識をより深めることが必要であるととらえています。そこで、夏休みには人権教育主任が中心となって校内研修を行いました。また、人権感覚を高めるために情報の共有や周知を繰り返しながら、子供たちの発達の段階に応じて、関連的・系統的な指導を行っているところです。特にいじめについてはいじめの定義「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」(いじめ防止対策推進法)を念頭に、アンテナを高くし、組織として対応できる体制を整えています。いじめはいつの時代にもありましたが、特に現代のいじめの特徴として挙げられるのは、①SNS等により発見が難しい ②加害者の罪悪感が極めて薄い ③悲惨な結果を生む場合が多いことです。学校から児童一人一人に貸与したタブレット端末はこれからの時代に必要な道具ですが危険とも隣り合わせであることは、皆さんご存じの通りです。学校だけでなく、保護者や地域の皆様と協力して取り組む必要があります。

また、本校では、人権尊重の精神を基盤に『いじめはどこでもだれにでも起きる、早期発見・即時対応、100%解消に取り組む被害者を守り通す』という前提に立ち、全教育活動を通して「いじめをしない!させない!許さない!!」指導に努めています。子供たちは心も体も成長途中です。時には学校生活の中で、何気ない言動により相手を傷つけてしまうこともあり、そのたびごとに、相手の気持ちを自分で考えてさせるようにしています。自分の行為が悪ふざけやちょっとした意地悪と考えていじめているという意識がなかったり、複雑な要因が絡み合ったトラブルもあるようです。そこで、日頃からの温かい学年・学級づくり、子供の変化を見逃さないきめ細かな日常観察と併せて、毎月、自分の心を振り返る「ひまりんの日」も実施しております。

本校学校ホームページの【学校紹介】内に本校の「いじめ防止基本方針」等がありますのでご覧ください。気になることがありましたら、ためらわず担任や学校にご連絡くださるようお願いいたします。

